

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会  
介護福祉士修学資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈良県内において介護業務に従事する介護福祉士の充足を図るため、介護福祉士養成施設に在学する者で、将来奈良県内において介護福祉士の業務に従事しようとする者に対する修学資金貸付けに関し必要な事項を定める。

(貸付対象者)

第2条 貸付対象者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設に在学する者で、卒業後、介護福祉士として、奈良県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。）において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種別添2に定める職種または当該施設の長の業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事する意思を有するものとする。

(修学資金の貸付等)

第3条 社会福祉法人奈良県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）は、第2条に規定する者（県外の養成施設に在学する者にあつては、原則として県内に住所を有する者。以下同じ。）の申請により、その者に無利息で修学資金を貸付けることができる。

2 修学資金の貸付額は、一月につき5万円以内とする。ただし貸付けの初回に入学準備金として20万円以内を、最終回に就職準備金として20万円以内を国家試験受験対策費用として、平成29年度以降に介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であつて、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者には一年度当たり4万円以内をそれぞれ加算できるものとする。

また、養成施設入学前に生活保護受給世帯の者であつて、入学後に生活保護が廃止された者や前年度または当概年度において生活保護受給世帯に準ずる経済状況にある世帯の者については、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、一月あたり、生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として加算できるものとする。なお、年齢、及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。

3 修学資金の貸付期間は、貸付けを受ける者の在学する養成施設等の正規の修学年限に相当する期間以内とする。ただし、会長がやむを得ない事情があると認めるときは、貸付期間を延長することができる。

4 修学資金の貸付方法は、次の各期ごとに、各期に属する各月のうち貸付けする月数に修学資金の月額を乗じて得た額を交付するものとし、口座振込によ

り送金するものとする。

前期 4月1日～9月30日

後期 10月1日～3月31日

(保証人)

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、細則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付の休止)

第5条 会長は、修学資金の貸付けを受けている者(以下「修学生」という。)が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。

(貸付契約の解除)

第6条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その貸付契約を解除するものとする。

- (1) 養成施設等を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第7条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還債務を免除するものとする。

(1) 養成施設を卒業した日から1年を経過する日(災害、疾病その他やむを得ない理由により養成施設を卒業した年に行われる介護福祉士の試験を受験できなかった場合又は合格できなかった場合においては、「卒業した日」を「卒業年度の翌々年度の国家試験に合格した日」までに返還免除対象業務に従事し、かつ、引き続き返還免除対象業務に従事した期間が5年(県内の過疎地域、離島及び中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)第2号に規定する地域において引き続き返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者(離職の日後2年以内に養成施設に入学し、入学した日の年齢が45歳以上の者をいう。)が返還免除対象業務に従事した場合にあっては、3年)に達したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除

対象期間に算入するものとする。

(2) ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者については、前号の規定に関わらず、奈良県内の市町村及び奈良県内の有料職業紹介所等へ登録した期間が通算1,825日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した期間が900日以上であること。ただし、中高年離職者については、奈良県内の市町村及び奈良県内の有料職業紹介所等へ登録した期間が通算1,095日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した期間が540日以上であること。

なお、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は一の期間として計算し、通算しないものとする。

(3) 前各号の返還免除対象業務に従事した期間又は次項の返還免除対象業務に従事することができなかつた期間内に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 前各号の規定の適用については、災害、疾病その他やむを得ない理由により返還免除対象業務に従事することができなかつた期間がある場合は、当該期間は、業務従事の継続性を中断しないものとし、かつ、特定業務に従事した期間の計算に算入しないものとする。

#### (返還債務の裁量免除)

第8条 会長は、前条に定めるもののほか、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた修学資金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全額又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 奈良県内において修学資金の貸付けを受けた期間以上返還免除対象業務に従事したとき

返還の債務の額の一部

#### (返還)

第9条 修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月から起算して5年(次条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を通算した期間)内に、細則で定める方法により、貸付けを受けた修学資金に相当する額を返還しなければならない。

(1) 第6条の規定により貸付けが打ち切られたとき。

(2) 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに、返還免除対象業

務に従事しなかったとき。

(3) 返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。

(4) 返還免除対象業務以外での原因による死亡又は、心身の故障により返還免除対象業務に従事できなくなったとき。

(返還債務の履行猶予)

第10条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

(1) 第6条の規定により貸付契約を解除された後も、引き続き養成施設等に在学しているとき。

(2) 養成施設等を卒業した後、他種の養成施設等に在学しているとき。

(3) 返還免除対象業務に従事しているとき。

(4) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(延滞利子)

第11条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が、正当な理由がなくて修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(選考会)

第12条 修学資金の貸付けを受ける者の選考の公正を期するため、奈良県介護福祉士修学資金貸付選考会を置き、選考会設置に関する必要な事項は会長が別に定める。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

2 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

5 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

6 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

7 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会  
介護福祉士修学資金貸付細則

(目的)

第1条 この貸付細則は、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会介護福祉士修学資金貸付要綱（以下「要綱」という）第13条に基づき、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する介護福祉士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付方法、事務手続等必要な事項を定める。

(貸付の申請)

第2条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護福祉士修学資金貸付申請書（第1号様式）、指定課題の作文、住民票の抄本等に、要綱第2条に定める養成施設等の長の推薦書（第2号様式）を添えて、本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 生活費加算の貸付を希望する申請者は、世帯の経済状況の事実を証明する書類を提出しなければならない。

(連帯保証人)

第3条 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、申請者が未成年であるときは、法定代理人とする。

3 申請者又は修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が、連帯保証人を変更しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(貸付決定の通知)

第4条 会長は、修学資金の貸付けの可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(誓約書)

第5条 借受人は、前条の規定による通知を受けた日から20日以内に、連帯保証人と連署した誓約書（第4号様式）を会長に提出しなければならない。

2 前項の期間内に誓約書を提出しない者は、修学資金の借受けを辞退したものとみなす。

(修学資金借用証書)

第6条 借受人は、第4条の規定により通知を受けた日から20日以内に、貸付けを受けた修学資金の全額に係る修学資金借用証書（第6号様式）を会長に提出しなければならない。

(修学資金の交付)

第7条 会長は、第5条第1項及び前条の規定により、誓約書、借用証書等の提出があったときは、当該貸付決定に係る修学資金を交付する。

2 修学資金の交付は、分割の方法により交付するものとし、交付の時期は、前期分（4月1日から9月30日）については6月末日迄、後期分（10月1日から3月31日）については10

月末日とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

- 3 前号修学資金の交付を受ける場合（2回目以降）は、修学状況報告書（第7号様式）を提出しなければならない。
- 4 生活費加算は、貸付後の加齢や転居等により対応する区分の額が異なることとなった場合や生活扶助基準の見直しがあった場合も、貸付期間中の見直しはしない。

#### （返還）

第8条 返還は、一括返還、又は分割返還（月賦又は半年賦）の方法によるものとする。

- 2 分割返還の1回の額は、別表1の償還表を標準として、会長が定める額とする。
- 3 要綱第8条（3）に規定する裁量免除の額は、特定業務（要綱第2条第2項に定める業務をいう。以下同じ。）に従事した期間を、修学資金の貸付けを受けた期間（この期間が2年に満たないときは2年とする。）の2分の5（要綱第7条（1）でいう中高年離職者については2分の3）に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を越えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

#### （免除の申請等）

第9条 返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（第8号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

#### （猶予の申請等）

第10条 返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（第9号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 返還の猶予の承認を受けた者のうち、返還免除対象業務に引き続き従事する者は、毎年4月1日に業務従事期間証明書（第11号様式）を会長に提出しなければならない。ただし、返還すべき債務が消滅した場合等会長が提出する必要がないと認めたときはこの限りでない。

#### （届出義務）

第11条 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合は、その旨氏名等変更届（第12号様式）に関係書類を添えて直ちに会長に届け出なければならない。

- （1）借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他の重要な事項に変更があったとき。
- （2）借受人が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- （3）借受人が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
- （4）借受人が留年したとき。
- （5）修学資金の借受けを辞退するとき。

2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに会長に届け出なければならない。

3 前各項による届出は、借り受けた修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

- 4 借受人が、奈良県内において返還免除対象業務に従事したときは業務従事届（第10号様式）により、業務従事先を変更したときは業務従事先変更届（第13号様式）に業務従事期間証明書（第11号様式）を添えて直ちに会長に届け出なければならない。

（従事期間の計算）

第12条 修学資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる返還免除対象業務の従事期間の計算は、特定業務に従事した日の属する月から、業務しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

（実施細目）

第13条 要綱及びこの細則に定めのない事項で、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、会長がその都度別に定める。

附 則

1 この細則は、要綱実施の日から適用する。

2 この細則は、令和5年4月1日から適用する。

（1）貸付の申請は年度ごとに行わなければならない。

（2）修学資金の貸付を再度受けようとする者は、次年度所定の書類を提出の上、申請しなければならない。